

# 1 月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成27年1月30日(金)
開催日時	午後3時00分
開催場所	市役所別館 3階会議室
出席委員	委員長 永山 真江 委員 末次 徳嘉 委員 田島 みき 委員長職務代理者 諫本 憲司 教育長 三笥 眞治郎
出席参与	教育次長 高倉 謙市 学校教育課長 江嶋 久典 文化財保護課長 財津 俊一 咸宜園教育研究センター係長 工藤 聖二 兼世界遺産推進係長 人権・同和教育室長 森田 寿美香 教育総務課長 佐藤 公明 社会教育課長 田中 孝明 博物館長 河津 美広 淡窓図書館長 池永 晃 学校給食課長 財津 光和
書記	教育総務課 総務企画係長 福井 龍太郎
付託議案	教育長報告 議案第2号 日田市立小中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について 議案第3号 日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部改正について 議案第4号 平成26年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者決定について 議案第5号 教職員の非違行為に係る訓告について 協議事項 教育委員会制度の改革について 協議事項 日田市教育委員会委員の定数について

永山委員長	<p>皆様、こんにちは。ただいまから1月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>前回の議事録の確認をいたします。</p> <p>12月の定例教育委員会、それから臨時教育委員会がありました。議事録については、訂正、この場でありましたらお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>では、帰りに議事録に署名をお願いいたします。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>では、3番、教育長の報告事項をお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>今年、初めての定例教育委員会ということで、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>私、1月5日の仕事始めの式の中で、職員にも話しましたが、今年の教育委員会の重要な課題の一つとして、教育委員会制度の改革がございます。</p> <p>これまでも、本教育委員会の中で御協議をいただいたところですが、大綱の策定、あるいは総合教育会議の開催など、新制度がスタートいたします。</p> <p>また、市長と教育委員会の連絡調整、あるいは条例の改正など、準備のために取り組んでおります。</p> <p>その制度の目的を見失うことなく、市民の皆様方の期待に応えられるように、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>また、2点目の課題として、学校教育への信頼回復という課題でございます。</p> <p>昨年、教職員の不祥事が多発しまして、信頼回復が喫緊の課題となっております。昨年末に、教職員に対して規範意識の見直し、不祥事の防止対策の見直し、それから相談体制の見直しの資料を出して、現在、取り組んでいるところでございます。</p> <p>ただ、やはり日々の教育活動の中での教職員の真摯な姿勢といえますか、行動あるいは教育の成果を見ていただくことが、何よりも大事なことだと思いますので、学校の教職員に限らず、教育委員会の職員もあわせて不祥事を起こさないように肝に命じて、今年も頑張っていきたいと思っております。</p> <p>その他、今年は複合文化施設の工事や咸宜園の日本文化遺産の登録の予定があったり、いろんな課題もありますが、職員とともに</p>

<p>永山委員長</p>	<p>しっかりそれらの課題に取り組み、今年1年間頑張っていきたいと思えます。教育委員の皆様の御指導も、また、よろしく願いいたします。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速、議事に入りたいと思いますが、きょうは追加議案がありますので、さきに追加議案の審議から行います。</p> <p>追加議案に関しましては、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び日田市教育委員会会議規則第16条第1項の規定による非公開審議としたいと思いますが、御異議はございませんか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは、議案第5号教職員の非違行為に係る訓告については、非公開審議といたします。</p> <p>《以下、会議内容については非公開のため、概要のみを記載する》</p>
<p>永山委員長</p>	<p>議案第5号「教職員の非違行為に係る訓告について」説明を求める。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>議案第5号「教職員の非違行為に係る訓告について」説明</p>
<p>永山委員長</p>	<p>各委員の質疑を求める</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>各委員からの質疑に応答</p>
<p>永山委員長</p>	<p>議案第5号についての採決を求める。</p>
<p>各委員</p>	<p>議案第5号について同意する。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>では、これ以降の審議については公開審議といたします。</p> <p>それでは、早速、議事に入ります。</p> <p>議案第2号から、事務局、お願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第2号日田市立小中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について、教育総務課より説明します。</p>

教育総務課長	<p>教育総務課でございます。</p> <p>議案第2号日田市立小中学校の施設の開放に関する規則の一部改正についてでございます。</p> <p>議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>本件につきましては、日田市立小中学校の施設の利用実態を考慮し、開放の種類に新たに地域振興開放の目的を追加するものでございます。</p> <p>具体的には、現在の学校開放の種類といたしましては、まず生涯学習の開放、そしてスポーツ開放、遊び場の開放、そして最後に社会福祉事業の開放がございます。</p> <p>そして、それぞれの内容に基づいて開放できる施設を設定しておりますが、実は、これまでも、これらのほかに、祭りの会場や自治会の話し合いの場などの利用希望がございましたので、こうした市民の希望に対応できるように、規則の改正が必要であると判断いたしましたものでございます。</p> <p>改正は、この議案の表にありますとおり、関連する条項に追加などを行うものでございます。</p> <p>提案理由といたしましては、めくって2ページの下段でございますが、学校施設の地域利用の促進を図るに当たり、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
永山委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>議案第2号について、御意見、御質問、お願いいたします。お願いいたします。</p>
諫本委員	<p>その7条の4のところ、「教育委員会が地域振興に資する団体と認める場合に限り、許可するものとする。」とありますが、この「地域振興に資する団体」というのは折々認めて、その時々認めていくものですか、それともあらかじめ決めておくのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>今のところ、別途、基準的なものを設けているわけではございません。ただ、先ほど申しました、これまでの利用申請の実績等を見てみますと、自治会単位でありますとか祭り実行委員会、それから、中には、いわゆる消防分团的なそういった団体等がございましたので、ある程度、こういった団体の方々に限定という考え方は持っています。</p>

諫 本 委 員	今のとこのこれが、地域の団体だとか事務局の団体が、申し込みがあった際に、それは検討ができるというんですか。
教育総務課長	当然、その目的等、こういった規則に抵触をしない、いわゆる利用制限等に抵触しない団体であれば、そういった市民の方の利益に資するという意味合いを持って、開放を考えていきたいというふうには考えております。
永 山 委 員 長	ほかにありませんか。
田 島 委 員	利用の手続は、ここに掲げてありますが、一度、申請を出しましたら、1年ごと更新するのか、一度、出せば、ずっと許可されるのか、その辺はいかがですか。
教育総務課長	<p>今回の利用目的の追加の内容にかかわらず、行事によっては、ある程度、例えばスポーツの利用でありますと、週に定期的な利用でありますとか、ある程度の長い期間、予定がございます。</p> <p>そういった団体については、ある程度、便宜を図るところで、長期の利用許可を出しますが、ここにあります地域振興開放におきましては、とある特定の期日等が考えられますので、そういった場合には、随時の利用許可を出すという考えでございます。</p>
永 山 委 員 長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>それでは、議案第2号日田市立小中学校の施設の開放に関する規則の一部に改正について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次にいきます。議案第3号をお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部改正についてであります。</p> <p>淡窓図書館長より説明をお願いします。</p>
淡 窓 図 書 館 長	<p>淡窓図書館でございます。</p> <p>議案集の3ページから4ページになります。</p> <p>議案第3号日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部改正についてでございます。</p> <p>本案につきましては、4ページの理由にございますように、利用</p>

	<p>者の皆様方に対しますサービス充実のために、図書館資料、いわゆる図書等でございますけれども、この貸し出し冊数の変更を行うために、必要な措置を講ずるものでございます。</p> <p>具体的な内容につきましては、3ページの改正前の下線の部分でございますけれども、「1人5冊」の部分を改正後におきまして、「1人10冊」に改めるものでございまして、利用者の声、さらには県内他の図書館の現状等を踏まえまして、今回、改正をお願いするものでございます。</p> <p>なお、施行日につきましては、平成27年4月1日とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
永山委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>議案第3号について、御意見、御質問などありませんか。よろしいですか。</p> <p>ありがとうございます。私は大歓迎です。私だけじゃなくて、これは待っていた方がとても多いことだと思うので、検討していただいて、こうやってちゃんと結果が出たというのは、すごくありがたいです。</p> <p>ちょっとこの議案と離れますけれども、この間もあるはずの本がない。パソコン上ではちゃんと資料があるはずなんだけれども、本がないという実態で、その度にもものすごく職員の方が丁寧に対応してくださるんですけども、以前も出てたと思いますけれども、出口のところのセンサーっていうか、あれはやっぱり導入は厳しいんでしょうか。</p> <p>予算のこととかいろいろあるとは思いますが、割と紛失とか不明本が多いですね。どんなですか。</p>
淡窓図書館長	<p>確かに、ICの管理を導入いたしますと、やはりそういう、例えば行方不明の本だとか不正の持ち出しとか、そういった部分については、非常に有効でストップがかかる状況になろうかと思えます。</p> <p>ただ、パソコン上にあるようになっていて、実際、図書館に行っても、その場所がないというのは、不正持ち出しも考えられるんですけども、もう一つは、全然違うところの棚に入っているという場合も考えられます。</p> <p>そうなりますと、仮に、ICを導入いたしましても、やはり見つけるのは非常に難しいという状況になります。</p>

	<p>ですから、それは、日ごろから、職員たちが図書館の中を整理しながら、違うのが紛れ込んでいないか、地道に見つけていくという作業が、どうしても必要だと考えおります。</p> <p>その分もあわせまして、ＩＣの導入につきましては、やはり今後も引き続き検討していくべきものであるというふうには考えております。</p>
永山委員長	<p>御意見、御質問はよろしいですか。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>では、議案第３号日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部改正について、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第４号、事務局からお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>議案第４号平成２６年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者決定について、咸宜園教育研究センター係長より説明をいたします</p>
咸宜園教育研究センター係長	<p>咸宜園教育研究センターでございます。</p> <p>議案集５ページから７ページになります。５ページをお願いいたします。</p> <p>議案第４号平成２６年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者決定についてでございます。</p> <p>平成２６年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者を次の者に決定してよいか、お諮りするものでございます。</p> <p>廣瀬淡窓賞、該当なし。この賞は、学術研究部門及び教育文化部門の受賞者のうち、特にすぐれた作品や活動に授与するものでございます。</p> <p>学術研究部門、優秀賞、氏名、田本政宏氏、所属、大分県立国東高等学校双国校、論文名、「廣瀬淡窓とシーボルト事件」。各委員の講評では、廣瀬淡窓や咸宜園とシーボルト事件との関係については、これまで必ずしも正面から取り上げ、議論されてきませんでした。受賞候補者の作品は、さまざまな資料を駆使しながら、幾つかのすぐれた知見や解釈を披露したことなどが、評価につながったものでございます。</p> <p>次点、該当なし。</p> <p>教育文化部門、優秀賞、該当なしでございます。</p> <p>上程理由といたしまして、咸宜園教育顕彰事業審査会の答申により、各賞の受賞者決定を行うものでございます。</p>

	<p>続きまして、咸宜園教育顕彰事業並びに募集、審査状況等の説明をいたします。</p> <p>次のページ、6ページをお願いします。</p> <p>咸宜園教育顕彰事業は、平成23年度から実施、廣瀬淡窓や咸宜園の調査・研究活動の発展に寄与する論文や著作物、また、淡窓が実践した咸宜園教育の普及に貢献した個人及び団体の活動などを「咸宜園の日」記念事業において表彰するものでございます。</p> <p>昨年の6月1日から11月の1日までの間で募集を行いまして、学術研究部門2件と教育文化部門1件の作品が寄せられ、教育文化部門につきましては、1月23日に、当センターの運営委員の中から5名で組織されました審査委員会を、また学術研究部門につきましては、1月24日に、当センターの専門委員の中から5名で組織しました審査委員会を、当センターにて実施いたしまして、優秀賞の候補者が選定されたものでございます。</p> <p>なお、受賞につきましては、審査会の答申を受けて、教育委員会が決定することとしております。</p> <p>また、本日の決定をいただきました授賞者につきましては、次の7ページに、平成26年度（第4回）咸宜園教育顕彰事業の表彰式典について（案）として添付しております、2月22日の表彰式典において表彰を行うこととしております。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
永山委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>議案第4号について、御意見、御質問をお願いします。ありませんか。よろしいですか。はい、お願いします。</p>
田島委員	<p>今回、応募がありましたけれども、残念ながら、賞をいただけなかった方の論文名とか作品等の名前だけでも、もし、お手元にありましたら、お聞かせいただけますか、どのようなケースだったのか。</p>
咸宜園教育研究センター係長	<p>ままず、学術研究部門でございますが、「善光寺地震と安政の大地震」～情報ネットワークから～というタイトルで、論文を提出されております。</p> <p>もう一件、教育文化部門でございますが、「廣瀬淡窓時代の日田の山の知見と今および淡窓の山の漢詩」という論文を提出されております。</p>



田 島 委 員	ありがとうございます。
永 山 委 員 長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>では、議案第4号平成26年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、協議事項に入ります。協議事項について、事務局、お願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課でございます。</p> <p>まず、教育委員会制度の改革についてでございます。別冊1とあります資料をお願いいたします。</p> <p>別冊1、教育委員会制度の改革について、資料といたしましては、今回は、その9ということでございます。</p> <p>表紙をめくっていただきますと、教育委員会制度改革の主な項目として、10月の定例教育委員会以降、毎月、各項目を取り上げて御説明をさせていただいたところでございます。</p> <p>今回は、ここで太字で書いております、ナンバー1、新「教育長」について、そしてナンバー5、国の関与の見直しについて、そして最後、ナンバー8、地方教育行政改正により対応が必要な条例という、3つの項目を取り上げをさせていただきました。</p> <p>まず、1ページでございます。</p> <p>最初の項目、新「教育長」についてでございます。</p> <p>左側は、表の見方といたしましては、左側が、法律のいわゆる通知内容及び留意事項でございます。そして、対応する右側の欄ですが、日田市の対応として考えていかなければならないものとして、ここに表記をいたしております。</p> <p>主な項目だけ御説明をさしあげます。</p> <p>左側の改正法の概要の（1）の②でございますが、教育長の任期は、3年としたこと。でございます。</p> <p>これ、右側を見ていただきますと、新教育長の任期といたしまして、現在、想定をいたしておりますが、平成28年の11月15日から3年というふうな表記をいたしております。</p> <p>米印のなお書きでございますが、現教育長が、いわゆる経過措置でそのまま在職するというその中で、満了する日前に欠けた場合はという、こういったことになると、いわゆる新たにその時点で</p>

市長の任命が必要となると、こういう表記をいたしております。

先ほど経過措置と申し上げました、現教育長が在職する間は、そのまま現在の任期を教育長の継続ということになってまいります。

続く左側ですが、(2)新「教育長」の職務及び服務といたしております。この①、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとしたこと。でございます。

これの右側でございますが、「新教育長は、現行法の教育委員長の職と教育長の職を一本化した職であり、」とございます。いわゆる会を代表するというところでございます。

なお、先ほどの項目でもございましたが、経過措置等がございますので、現在の教育長の任期満了までについては、教育委員長職も継続をするという解釈でございます。

続く②でございます。議会のいわゆる議場出席の関係で、実は、日田市の委員会条例というのがございますので、そこで表記の改正が必要となってまいるという考え方でございます。

続く左の3番目、③でございます。「教育長は常勤とし、」というところでございますが、右側の解釈として、教育長が常勤特別職となり、職務専念の義務が課されることとなる、ということでありますので、この下でございますとおりに、関連する条例の改正が必要になってまいるという考え方であります。

続いて、左の「(3)新「教育長」の代理」とあります。教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うこととしたこと。でございます。

これの対応といたしまして、現在、上の米印でございますが、現行法上、教育長の代理は事務局職員、それから教育委員長の代理は教育委員でございます。新たな改正によりましては、新教育長の代理は教育委員が代理をするということでございます。

なお、後ほど留意事項で、ただしということで御説明をしたいと思います。

続く2ページをお願いします。

この2ページについては、先ほど、新教育長の留意事項として上げられております。

まず、左側の(1)任命等でございますが、この中の①、後段、新「教育長」は教育委員会の構成員であるが、委員ではないこと。でございます。

それから、②でございますが、現行の教育長は、いわゆる特別職の身分を有するとともに、あわせて教育委員会が任命する教育長とし

て、これは一般職の身分、この2つを持っておりましたけれども、新たな教育長は、いわゆる特別職の身分のみを有するということになるものでございます。

続く④を見ていただきますと、「教育長の任命で議会同意に際しては、」とありますが、この後段、その方法として、例えば、候補者が議場で所信表明を行った上で質疑において、その後、同意をするなどの丁寧な手続をとる、こういったことが考えれるということを示しております。

続く⑤でございますが、先ほど、新「教育長」の任期3年ということで申し上げましたが、この根拠をここに示しています。(1)から(3)まで、こうした根拠で3年とするというふうになっているところでございます。

それから、一番下の(3)代理の留意事項でございますが、まず①でございます。教育委員会の構成員となり、かつ代表者ということになりますので、その代理の方は、いわゆる事務局ではなく委員の中から選任をすること、これが基本的な考え方であります。

しかしながらということで、続く3ページでございますが、3ページの②です。事務執行等が、なかなか困難である場合等については、その職務を教育委員会の事務局職員に委任することが可能であるというふうな考え方を示しております。

その方法といたしましては、この日田市の対応の欄に書いてありますとおり、あらかじめ文書で指定、もしくは、そういった会議中の発言として議事録に残す、こうしたことで指定をしたというふうな捉えになるという考え方を示しております。

以上、新「教育長」の考え方であります。

続く、大きな項目の国の関与の見直しについての項目であります。

これは、ここに書いてあるとおりでございますが、この右側に書いてありますとおり、こういった具体的な例によってということで、例えば各教育委員会等が、こういった事案が発生した際に、すぐに緊急にとらないといけない、そういった措置をなかなか取り組まないというふうなケースにおいて、国が直接指導に入っている、こういったことを法令の中にうたい込んだという考え方でございます。

続きまして、最後のページ、4ページでございますけど、今回の地方教育行政法の改正によりまして対応が必要な条例と、いわゆるあらたな設定、もしくは改正等を一覧にしたものでございます。

<p>永山委員長</p>	<p>具体的に、現在、その準備を進めておりますが、現在のところ捉えができております、そういった条例の名称等をここに列記をいたしたところでございます。</p> <p>具体的に議案としては、来月、2月の定例教育委員会で審議をお願いしたいと考えております。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>諫本委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>協議事項の教育委員会制度の改革について、御意見、御質問がありましたらお願いします。お願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>何度か説明等を聞いていて、大分、そのイメージをしたり感じもするんですけども、この新「教育長」に関して、教育委員会の構成員であり代表者である。ただ、委員ではないということですよ。</p> <p>実際に、委員会運営をするときに、その代表者と言われるんですが、今の委員長職と同じような立場で委員会運営をするというんですね。可否同数だった場合に、委員長が決するところ、新「教育長」が決するところだったと思いますけど、委員ではないけれども、その議決権はあるというようなことでよろしいんですか。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>その解釈をいたしております。</p> <p>最終的に採決をする場合、そういった取り扱いについては示されています。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>私も質問があるんですけど、国の関与の見直しについてのところ。こんなに緊急事態になって、教育委員会が動かないっていうのは、よっぽどの何か困難とかがあるんだろうと先ほど言ったんですが、そうした場合に、その混乱している教育委員会に国から指示が出されても動けないということもあるわけで、例えば、首長さんに直接指示があるとか、何かそういう想定があるんでしょうか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>具体的なそういった流れについては、まだ示されていないというのが正直なところでございますが、もともといわゆる他県であった、痛ましい案件について、当時、その団体がどうであったかという詳細は、今、申し上げられませんが、いじめの実態調査、それから緊急措置として、ある程度、速やかにとり行わなかったとしての結果かどうかはわかりませんが、残念ながら、最終的には残念な</p>

<p>永山委員長</p>	<p>結果に終わった。</p> <p>そういったことに対して、緊急にそういった対応をとるというふうな考え方を、国がはっきりと指導していくべきだということが、今回、この改正の背景にあるようでございますので、その手段としてどういった方法かというのは、少し見えてない部分がまだございますが、そういった特例的な場合にと考えています。</p> <p>わかりました。具体的には、まだできてないけれども、国がもう直接指示ができるというのを、ここを出してきた。</p> <p>今まではなかったんでしょうか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>ある程度、国の関与についてはございました。今回、改正ということですので、言葉が追加になって、改正条項として設定をしております。より具体化になったということのようです。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>ほかにありませんか。はい、お願いします。</p>
<p>末次委員</p>	<p>今、制度の改革について、別冊1で御説明いただきましたが、1ページの右側の一番下の段、新法での取り扱いで、新教育長の代理という項目が設けられていまして、基本的には、教育長の代理が必要である場合や職務の執行が困難であれば教育委員からということで、一時的には考えています。</p> <p>しかし、職務代理者が行う職務のうち具体的な事務執行等、ここに説明では、「みずから事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、いわゆる教育委員会事務職員を委任することができる」というのがありますね。</p> <p>このことについて、いわゆる事務職員において、場合においては委任しなければならないような事務が、時期的にまだ、そこまでは具体的に検討まで至っていないんじゃないかと思えますけれども、大まかでよろしいのですが、どの分類が該当すると思われますか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>正直なところ、特定項目として今、列記をすることは、ちょっと私のほうもできませんけれど、基本的な考えといたしましては、教育長が常勤の職ということがございまして、常にその職に当たっている方を職務代理として、非常勤の教育委員さんが、そういった代理の対応を実際にとれるとれないの判断が多少あるようござい</p>

	<p>すので、常勤の代理職として考えられるならば、事務局職員も考えられるというふうなところの考え方が出ている程度でございます。</p> <p>ですので、そういったことを受けて、どの項目とかいうことで根拠を置くというのは、まだちょっと私どもも判断が、できてないところではございますが、基本的にはそういう方法、基本的な考え方があるかなというふうに考えていますので、原則的には、その事務局職員というふうな考え方のほうではないかなというふうに、考えております。</p>
末次委員	わかりました。
永山委員長	<p>では、これ、また引き続き、また来月も出てくるんですね。ほかにありませんか。よろしいですか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育総務課長	<p>詳しい資料等が、国からまた来た段階で、こういった形でまた改めて整理をさせていただいて、また協議をさせていただく予定でございます。</p>
永山委員長	<p>わかりました。</p> <p>では、協議事項、もう一つありますね。事務局からお願いします。</p>
教育総務課長	<p>続く、日田市教育委員会委員の定数についてということで、別冊2をお願いいたします。</p> <p>まず、表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。</p> <p>この資料、最初に、国と教育委員会制度改革の中の教育委員定数の考え方をまとめたところでございます。</p> <p>留意事項の通知の中の引用でございます。</p> <p>特に、この中の②のところに、アンダーラインを引いているところでございます。留意事項の中では、具体的に都道府県・市とは表記はございませんけれども、解釈上、都道府県・市における教育委員会では、教育委員会が行う施策についても多様な民意を幅広く反映させるなどのため、委員の数を5名以上とすることも、積極的に考慮されるべきということの考え方がございます。</p> <p>これを受けまして、次の【2】でございます。市長の教育委員定数の考え方として、国の教育委員会制度改革の趣旨に鑑み、日田市</p>

教育委員会委員の定数を2名増員する。

今回、お取り上げさせていただいた背景でございますが、市長としては、教育委員会の委員の方の定数を2名増員したいという考え方を、会の中で御通知をさしあげるものがございます。

この場合でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第3条のただし書きの規定に基づきまして、日田市教育委員会の委員の定数に関する条例、これを制定する必要が出てまいります。

先ほど、市長の考え方の根拠でございますが、この囲みの中を見ていただきますと、今回、国の教育委員会制度改革における教育委員定数の考え方とあわせて、今後の日田市の教育行政の課題への取り組みを進めるに当たり、より多くの市民からの幅広い意見を教育行政に反映していく必要がある。

また、教育行政の推進においては、教育委員会に与えられた職務権限の独立性を尊重することを基本として、責任ある委員会体制及び運営が求められていることなどから、日田市の教育委員会の委員定数を増やすもの。といたしているところでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページにつきましては、これは参考でございますけど、他の自治体の考え方として、ここに持ってまいりました。

各地方公共団体におきましては、これまで制度改正以前から、いわゆる増員する、定数を増やすと、そういったときの条例の制定の際の理由として、次のとおり上げているところでございます。

重複する点等がありますので、御一読をお願いしたいと思っております。

特に、最後の⑤でございますが、教育委員会制度改革、これは今回の関連でございますが、に当たり首長の権限の強化が危惧されているが、教育行政においては、教育委員で責任を持って決めてほしい。そのため、委員の数を増やして、首長に対抗し得る教育委員会にすべき。というような具体的な理由を上げているところでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、今回、取り上げさせていただいております、市長の考え方でお示しをさせていただきました、このことに関しまして、教育委員の皆様から、御意見等をいただければと思っています。

以上でございます。

大変失礼しました。3ページ、4ページ、5ページにつきまして

<p>永山委員長</p>	<p>は、今、申し上げました関連のところを今回、通知文書の改めてこれ、資料として添付しておりますけど、特に関連のところは、アンダーラインで示したところであります。</p> <p>具体的に、内容については、もう割愛をさせていただきますけれども、資料としてご覧いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>教育委員会委員の定数について、御意見、御質問をお願いします。はい、お願いします。</p>
<p>諫本委員</p>	<p>定数について、この委員というか、自分たちに関することなんで、何か意見が言いやすいような言いにくいような例なんですけど、今の教育委員会には、委員会の中でのこの審議とか、その前の勉強会とかの状況からして考えたときに、今の教育長が委員として1人抜ける。ということは、4人の委員ということになります。今の状況から見ると、5人の体制で話を進めていったりするときに、いろんな意見も出ながらも、うまくまとまっていていかなという感じもありますので、教育長が1人減るとかいうような状況から見て、委員が一、二名増える、若干数増えるぐらいのことは、やっぱり必要なのかな。</p> <p>余り増え過ぎると、どうなるのかなというのが、感覚的にはちょっと危なかしい感じがしなくもないですね。</p> <p>それから、普通、私も市民代表みたいな感じで出ておるものですけども、市民感覚からいえば、余り特定の少ない人数の中だけで判断していくというよりも、これにもありますように、やっぱり広い範囲から委員会に参加をされて、考える幅があったほうがいいのかというのは、それは当然のことではないかなとは思っています。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>御意見ありませんか。はい、お願いします。</p>
<p>田島委員</p>	<p>人数に関しましては、やはり多くの方の意見を教育行政に反映させていくという点では、数名の増員ということは、望ましいことではないかなと私も考えます。</p> <p>やはり子育てをされている、若い世代の方たちの生の意見っていうものを聞けるということも、必要ではないかなというふうに考えております。</p>



永山委員長	<p>そうですね。</p> <p>4ページのところに、委員任命の①番のところではっきり書かれているように、幅広く、今、お二人も言われましたけど、スポーツとか、地域とか、若い世代にとか、これまでよりも幅広い意見が入ってくるようにということ。せっかく改正するのであれば、いいものにならないと意味がないので、そういうふうに幅広い意見が入ってくるような方向でという意味で、増員という言葉が出てきたと思います。私たちも、もっと勉強しないといけないなと思っているところで、「人格が高潔で」とか書いてありますけど、やっぱりいつも勉強していかないと、学校の状況も、地域の状況も、どんどん変わっているので、刺激になるかなと思います。新しい御意見がまた入ってくると、いい刺激になるのかなと、私もそう思いました。</p> <p>では、これ、決まったことですよ。はい、お願いします。</p>
諫本委員	<p>今、思い出したんですけど、私は教育委員になるときに、教育委員会のことをよく知らなかったんですね、見識がなかったんですけど。</p> <p>入って、関わって、いろんな話を聞いてみると、教育委員さんも、教育長を入れて5名だといったときに、あっ、そんなに少ない人数なのかということを感じたのは確かでした。もう少し多い人数の委員会なのかなという感じがあったのは、今、思いましたけど。</p> <p>現状もそうだと思うんですけども、交代時期がありますね。一遍に全員変わってしまうということのないように、そのときも、1人ずつ変わるような形をとっているんですよということを聞きましたし、今もそうだと思いますけど。</p> <p>その辺は、人数が仮に増えたとしても、やはり偏りのないような方向性は考えていただければと思います。</p>
永山委員長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>では、協議事項を閉めて終わります。</p> <p>次に、報告事項に入ります。報告第1号について、事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号でございます。</p> <p>議案集の8ページをお願いいたします。</p>

	<p>報告第1号平成26年12月期分寄附採納についてでございます。</p> <p>香典返しが1件、地区寄附が3件ございました。</p> <p>まず、香典返しの寄附採納でございますが、市内の鈴連町の井上様から、小野小学校図書購入費として1万円を寄附いただいております。</p> <p>続きまして、地区寄附でございますが、創価学会九州池田記念墓地公園様から、東溪小学校へ、児童用図書20冊、3万8,124円相当を寄附いただいております。このご寄付につきましては、平成22年から継続していただいております。</p> <p>次に、市内清水町の井上様から、三和小学校と北部中学校に、図書購入費としてそれぞれ5万円を寄附いただいております。井上様からは、平成13年から、毎年、御寄附をいただいております。</p> <p>12月につきましては、以上4件でございますが、金額は11万円と物品相当額が3万8,124円となっております。合計で14万8,124円、それぞれの御寄附をいただいております。</p> <p>報告第1号につきましては以上でございます。</p>
永山委員長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>報告事項についてはよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
	<p>では、7番、その他、2月期定例教育委員会会議の日程について、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>2月の定例教育委員会の日程でございますが、2月の20日金曜日、時間は午後2時からということで、お願いを申し上げたいと思います。</p>
	<p>以上でございます。</p>
永山委員長	<p>いつもより、時間がちょっと早いですね。</p>
教育総務課長	<p>はい。取り扱う案件が、今回、多いことが考えられますものから、申しわけありません。午後2時ということで、よろしく願います。</p>
永山委員長	<p>そうですね。はい。そのほか連絡事項は何かありますか。よろしいですか。そのほか特になければ、本日の1月定例教育委員会をこ</p>

れで閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

終了時刻：午後 3 時 5 9 分